

## 姫島村地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき姫島村地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

(地域おこし協力隊の活動)

第2条 地域おこし協力隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 個性と魅力ある地域づくりの支援
- (2) 地域の魅力・定住に関する地域の情報収集
- (3) 有害鳥獣駆除活動
- (4) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興
- (5) 特産品等の販売促進
- (6) 流通システムの構築
- (7) 週単位の行動計画及び報告書の作成
- (8) その他村長が特に必要と認める活動

(地域おこし協力隊員)

第3条 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域から姫島村へ移し、住民票を異動させた者
- (2) 地域住民とコミュニケーションがとれ、地域を元気にするために積極的に行動できる者

(隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 村長は、次に定める場合には、隊員の委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、退任の願いがあったとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。

(隊員の義務)

第5条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 隊員は、毎月末までに翌月の活動予定表を総務課長に提出しなければならない。

3 隊員は、活動日の地域活動を月報として毎月10日までに前月分を総務課長へ報告しなければならない。

4 隊員は、地域の一員として自治会活動にも積極的に関わり自覚ある生活に努めなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 地域おこし協力隊員の勤務日及び勤務時間は、村があらかじめ定める。

(報酬)

第7条 活動中は、月額200,000円を支給する。

(費用弁償)

第8条 隊員が村長の命令により職務を行うために旅行した時は、その費用を弁償する。この場合の費用弁償の額及び支給方法は、姫島村職員に準じる。

2 隊員が自らの活動のスキルアップ等の目的で研修等に参加するために旅行したとき、その費用を弁償する。ただし、弁償する費用は、交通費及び宿泊費の実費とする。

(住居)

第9条 村は、隊員が生活するための住居を借り上げ、隊員に提供するものとする。

(村の役割)

第10条 村は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げるものを行うものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 村民への周知
- (3) 活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。